

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	412 母子生活支援施設設置費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	04	児童福祉費
		目	224	児童措置費
基本 施策	08 子どもを産み育てやすい環境をつくる	細目	224	母子生活支援施設設置費
		細々目	51	母子生活支援施設設置費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード 130700	担当者 氏名	川出 敦子	連絡先 22 - 9654 (内線) 2632

### 事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監督すべき18歳未満の児童及び保護者。 ※対象件数
成果(どうする)	児童福祉法第23条に基づき母子生活支援施設へ保護(入所措置)することにより、施設での監督・指導のもと母子の自立に向けての生活を支援する。
根拠法令・要綱等	児童福祉法第23条
開始年度	平成 年度
終了年度	平成 年度
関連事業	三重県の行う母子生活支援施設への入所措置
H21 事業 内容	保護を要する母子を母子生活支援施設に入所させ、社会的、経済的自立に向けた生活の支援を行った。 (延べ32世帯(母32人 児童32人))
社会情勢 の変化等	複雑化する社会情勢の中、保護を必要とする母子も増えている。

#### 整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

#### 運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

### 事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
母子生活支援施設在所延べ世帯数	世帯	人	目標			
			実績	16	32	48

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
自立による母子生活支援施設退所世帯数	世帯	施設での支援が必要であった母子が経済的にも精神的にも自立できたことがわかる数値	目標				
			実績	1	1	2	2

投入コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
直接事業費計(A)	3,252		8,846		13,992		12,583	
Aの 財源 内訳								
国庫支出金	1,575		3,144		6,996		6,291	
県支出金	787		1,572		3,498		3,145	
地方債								
その他	0		0					
一般財源	1,163		4,130		3,498		3,147	
事業投入人件費(B)	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720
フルコスト(A)+(B)	4,245		9,566		14,712		13,303	

### 事務事業の評価(Check)

	判断の基準(該当項目に○をつけてください)	備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
効果性	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	○
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
効率性	民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
達成度	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	○
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
	被害を受けた母子の安心、安全な生活と、子どもを抱えた母の自立に向けての支援が必要	
	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	
有効性	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高	○
	サービス水準や対象を見直す余地がある。	
	当初設定した計画を 100% 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	【予算の繰越がある場合、繰越の種別】
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	○
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

#### 昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	法制度で定められた内容に基づき実施していくとともに、入所施設との緊密な連携を図っていく。
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	母子の自立に向けた生活を支援するため、入所施設との連携を密にしながら法制度で定められた内容に基づき実施した。平成21年2月に入所した世帯が自立し、平成21年11月に退所することができた。

### 今後の方向性(Action)

担当課長氏名	澤田 洋子
【方向性】	現状維持
【理由】	
事業の方向性	児童福祉法第23条に基づき母子生活支援施設へ保護(入所措置)することにより、施設での監督・指導のもと母子の自立に向けての生活を支援する。
現時点における課題、その他	母子のメンタル面でのケアと自立に向けての支援を行うためには、入所施設との十分な連携が必要。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	保護を要する母子を法制度で定められた内容に基づき、母子生活支援施設へ保護する。また、保護しながら母親が自立に向けた生活ができるまで入所施設との緊密な連携を図る。